

大阪物療大学保健医療学部

設置の趣旨等を記載した書類

学校法人 物療学園

大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置の趣旨等

ア 設置の趣旨及び必要性

1 設置の経緯

近年、高齢化社会の到来や疾病構造の変化に伴い、医療技術の多様化や専門化が進展する中で、学術研究の高度化や学際化とともに、医療現場では、高い資質と能力を有した職業人が求められている。一方、今日の教育機関には、その教育研究機能を通じて、これまで以上に、地域社会への貢献を果たすことが社会的な要請となってきた。

昭和8年に大阪府から認可を受け、設立された「私立物療学院」は、物療学科における物理療法カイロプラクティックを中心とする技術者養成の教育に始まり、昭和10年に開設した診療X線学科と合わせて、物理療法とエックス線ならびに関連医学の専門的な知識と技能の習得を目的とした教育機関として、これまで、地元地域をはじめ全国の医療機関や行政機関に対して、実践的な職業人を数多く輩出することにより、国民の健康支援に貢献してきた。

また、本学において把握している昭和61年から現在にいたるまでの卒業生の叙勲受賞者は46名を数えており、この実績からも本学卒業生の国民の健康保持・増

進に対する貢献度の高さを伺うことができる(資料 1)。

このような状況の中で、社会的な要請や地域的な課題への対応をするために、大阪物療専門学校¹の大学(4年制)化の必要性と方向性について、慎重に検討を重ねてきた結果、大阪物療専門学校が社会環境の変化に的確に対応し、かつ、地域社会の要請に応えていくためには、大学(4年制)化による教育機能と研究機能の質的な向上を可能な限り早期に図る必要があるとの結論に達したことから、このたび、大阪物療大学の設置認可申請を行うに至ったものである。

なお、既設の大阪物療専門学校は、平成 23 年度の入学生から募集を中止し、在校生の卒業を待って廃止することとしている。

2 設置の必要性

(1) 放射線医療を取り巻く社会の状況

近年、医療現場における診療放射線技師には、一般病院や検診施設に設置されている高度な先端放射線医療機器であるX線 CT (X-ray Computed Tomography)や PET (Positron Emission Tomography) 等を駆使して、診断に供する精度の高い画像の作成が要求されているとともに、放射線以外の MRI (Magnetic Resonance Imaging) 装置や超音波装置等の取り扱いによる業務が拡大している。また、放射線医療の特化に伴う放射線専門医師の絶対数の不足による要因が加わり、画像診断部門における診療放射線技師に対しては、より専門的な知識と技術が求められている。

一方、平成 19 年 4 月に施行された「がん対策基本法」では、「放射線療法及び化学療法については、がん医療における重要性が高まってきていることを踏まえ、卒前教育、卒後の臨床研修の各段階において、適切な教育、研修が行われるよう、必要な措置を講ずるとともに、これらの分野に関する人材の育成と専門的な教育・

研究体制の充実を図ること」、また、「放射線療法の品質管理が十分に行われるよう、適切な措置を講ずるとともに、あわせて専門的な人材の育成に努めること」としている。さらに、「がん検診については、最新の診断機器の効率的利用や撮影技師の技能向上等により、早期発見率を向上させるとともに、がん検診の事後評価を推進すること」としていることから、これらは、現状及び将来のがん診療における診療放射線技師の役割の重要性を表し、その業務に携わる診療放射線技師の質の向上にむけた専門教育の必要性が求められている。

(2) 診療放射線技師の質の向上にむけた専門教育の必要性

近年、我が国においては、疾病構造の変化に対応するための医療技術の進歩や医療機器の高度化により、診療放射線技師には、より専門的な知識や技術が求められている。一方で、医療技術者としての役割や責任の拡大などにより、豊かな人間性や高い倫理観、対人関係能力が求められているとともに、医師や看護師などの他職種との協調や協働、さらには、専門分野における学術研究の進展に対応するための継続的な自己研鑽力や基礎的な研究能力が求められていることから、このような社会環境の変化に対応することができる診療放射線技師を育成することが求められている。

(3) 教育・研究拠点としての地域貢献の必要性

我が国の医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、国民の健康の保持・増進に対する関心が深まる一方で、医療スタッフの不足、救急医療の未整備、高齢者医療に対する課題や問題などにより、医療に対する不安が高まりつつあり、特に、地域社会においては、保健・医療・福祉の複雑かつ多様化するニーズへの対応が求められていることから、専門性を活かした教育研究を展開するとともに、教育組織として有する多様な知的資源を地域に還元することにより、地域医療の向上と発展に幅広く貢献することができる教育・研究拠点としての大学(4年制)の設置が要請

されている。

一方で、放射線医学関連の学科を有する保健医療系大学(4年制)の近畿圏における設置状況は、国立大学1校(大阪大学医学部保健学科放射線技術学専攻、入学定員40人)と京都医療科学大学医療科学部放射線技術学科、入学定員80人の2校のみであり(資料2)、近畿圏においては特に放射線医学分野の教育・研究拠点として、地域医療の向上と発展に幅広く貢献することができる大学(4年制)の設置が必要とされている。

(4) 専門分野の高度化や専門化への対応としての必要性

我が国の専門学校においては、職業教育をキーワードとした教育体系の中で、社会的な要請に応じて、実際的な知識や技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育、専門技術教育機関としての機能を充実することが期待されている。既設の大阪物療専門学校の放射線学科において対象としている放射線医学分野では、知識や技術等の高度化や専門特化した技術者養成等の観点から、現行の専門学校としての修業年限や教育課程、教員組織などの教育体系では、一定の水準を確保することが困難となってきたことから、専門分野の高度化や専門特化に対応することができる教育研究組織としての充実が必要となっている。

(5) 国公立大学等の現状

我が国においては、短期大学や専門学校等においても診療放射線技師の資格取得が可能であるにもかかわらず、自衛隊の放射線技師養成校を除き、診療放射線技師を養成する全ての国公立の短期大学において、平成15年度までに、4年制の大学への改組転換を図っている(資料3)。このことは、我が国の行政においても、診療放射線技師の養成については、その重要性を認識していることがうかがえ、本学においても、より資質の高い診療放射線技師の育成を図るという観点から、

大学(4年制)への発展的な改組転換が必要となっている。

(6) 診療放射線技師志願者の高学歴志向に対応する必要性

大阪物療専門学校の放射線学科における過去5年間の受験者数は、減少の一途をたどっており、特に平成19年度からは受験者数は入学定員を上回っているものの受験倍率は2倍を割り、学齢人口の減少と高学歴志向に伴う志願者の学力低下から、指定規則に基づく専門課程を修了し、国家試験に合格するレベルの学生を確保することが困難となってきている(資料4)。その結果、大学全入時代を迎えて専門学校では入学者が定員に満たないこととなり、この状況は今後も継続するものと推測される。このことは、診療放射線技師の国家試験受験資格の取得と就職率100%を堅持してきた大阪物療専門学校においても例外ではなく、学校運営が厳しくなるものと予測されることから、専門学校の存続は難しいと判断せざるを得ない状況となっており、診療放射線技師志願者の高学歴志向に対応することができる教育研究組織の整備が必要となっている。

(7) 関係団体からの要望等

① 地方自治体からの要望

現在、大阪府には、診療放射線技師を養成する大学としては、大阪大学医学部保健学科放射線技術科学専攻(入学定員40名)が大阪府北部に設置されているのみであり、大阪府南部に位置する政令指定都市である堺市からも、保健医療分野における大学(4年制)の設置に対する大きな期待が寄せられている(資料5)。

② 職能団体からの要望

医療機器の高度化や医療技術の進展、放射線医療の安全に対する観点から、診療放射線技師の基本教育は大学(4年制)で行うことへの要望が高まりをみせており、診療放射線技師の職能団体である社団法人日本放射線技師会は、平成18

年度事業計画の項目の一つとして、会員の資質の向上をあげ、その中で、医療安全確保と真のチーム医療実現を目的として、診療放射線技師の大学(4年制)卒業を前提とした資格化に向けた事業を行うことを総会で報告している。

この事業方針に基づき、社団法人日本放射線技師会の諮問委員会である「放射線技師教育制度検討委員会」は、答申書(資料 6)で、「診療放射線技師教育は4年制教育でおこなうこと」を答申しており、この答申書を受けて、平成 20 年11月 28 日付けで、厚生労働省医政局長に、「診療放射線技師の基礎教育(4年制以上)に関する要望」が社団法人日本放射線技師会会長名で提出されている(資料 7)。

また、平成 20 年 3 月に設立された日本放射線技師教育学会(日本放射線技師会承認)の定める会則の第 4 条における正会員の資格は、「学士以上の学位を有するもしくはそれと同等であると認められた者」と明記しており、職能団体においては、診療放射線技師の基本教育は、大学(4年制)教育以上で行うということが基本的な認識となりつつあるとともに、さらに、本学の所在地にある社団法人大阪府放射線技師会からは、本学に対して、大学設立の賛同書(資料 8)が提出されており、本学の開学に強い期待が寄せられている。

③ 同窓会からの要望

本学の前身である大阪物療専門学校放射線学科の卒業生は約 6,800 名に及んでおり(第2次大戦の空襲により、学籍簿等の書類が焼失し、正確な実数は把握できず)、これらの卒業生と理学療法学科及び作業療法学科の卒業生、在校生、教職員を会員とする「大阪物療専門学校校友会」が結成されている。特に、卒業生においては、北海道から沖縄までの全都道府県の医療機関や行政機関及び職能団体、各種学会や研究会において指導的立場で活躍している。

これら診療放射線技術職の指導的立場にある卒業生から、本学の4年制大学開設の要望が寄せられており、平成 18 年度の校友会総会において、「母校大学開設の要望」が決議され、平成 19 年 8 月に、各支部長の要望書をまとめて、校友

会会長から「母校4年制大学開設の要望書」(資料9)として、本学の理事長に提出されていることから、卒業生及び在校生、教職員からも、本学の開学に強い期待が寄せられている。

3 教育研究上の理念・目的

(1) 教育研究上の理念

物療学園では、「之科學為報國修」という建学の精神に則り、「単なる技術者の養成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りをもち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成」を教育理念としており、既設の大阪物療専門学校では、職業教育を中心とした教育体系の中で、実際的な知識や技術等を習得した人材を育成することで、地域社会への貢献に努めてきた。

大阪物療大学においては、学園の伝統的な教育理念を踏まえたうえで、放射線医学分野が人間を対象とする学問であることから、「人間教育」の考え方を基本として、専門分野に関する知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目指すことから、「人間教育を根幹とした人材の育成」を教育研究上の理念としている。また、大阪物療大学は、地域社会における人材需要の要請に応えることを目的として設置することから、これまでの大阪物療専門学校において実践してきた地域貢献という使命を継承し、「地域社会への積極的な貢献」を教育研究上の理念とする。

(2) 教育研究上の目的

大阪物療大学においては、「人間教育」の考え方を基本として、放射線医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得に加えて、医療現場に携わる職業人として求められている幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理

観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指すとしている。また、専門分野における学術研究の進展に対応するための研究機能の整備と研究組織の充実を図ることによる知的資源を還元することで、地域貢献のための教育・研究拠点としての役割を果たすことを目指すことから、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと及び「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを教育研究上の目的とする。

4 育成する人材像

保健医療学部診療放射線技術学科では、地域社会における放射線医療を取り巻く諸情勢を踏まえ、「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」ことを学部における教育研究上の目的としている。「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」ことを人材養成の目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の具体的な能力を備えた人材の育成を目指す。

- ① 人類の文化や社会、自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的な技能を養う。
- ② 科学的な知識と技術に基づく適切な判断力と行動力を培うとともに、これらを基盤とした診療放射線技術力を養う。
- ③ 生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え、的確な意思疎

通により対人関係を形成できる能力を養う。

- ④ チーム医療の一員として、他の医療従事者と協調・協働して責任を果たし、医療安全の確保に貢献できる能力を養う。
- ⑤ 医療技術の進歩に柔軟に対応することができる基本的資質と、生涯を通して継続的に自己研鑽できる能力を養う。
- ⑥ 主体的・創造的に課題への探求に取り組み、解決するための力と学問の向上に寄与し得る基礎的な研究能力を養う。

5 人材需要の見通し

(1) 卒業後の主な進路の見通し

近年の全国における診療放射線技師の養成を目的とする大学(4年制)の卒業生の主な進路(資料 10)は、医療関連施設における診療放射線業務への就職が最も多くなっている。一方で、専門学校の卒業生の約 54%が民間の医療施設に就職しているのに対し、大学の卒業生の約 38%は大学付属病院や国公立病院・診療所へ就職しているとともに、約 1.8%が企業や教育研究施設への就職、約 11.8%が大学院へ進学していることから、大学(4年制)においては、進路先の選択の幅が大きく広がっており、卒業生の進路に関する大学と専門学校の違いが明確となっていることから、本学の卒業生の進路についても、ほぼ同様の傾向を示すことが予想される。

(2) 診療放射線技師に対する求人数

求人数は、全国診療放射線技師教育施設協議会における診療放射線技師養成施設(40校)の調査によると、平成 10 年度から平成 20 年度にかけての求人数等の年度推移は、卒業生の合計数が 2,000 人前後でほぼ横ばいとなっているの

に対して、求人数の合計は、平成 15 年度の 8,925 人に対して、平成 20 年度は 18,745 人と約 2.1 倍となっている(資料 11)。このことは、医療現場において、高度化の一途を辿る放射線医学分野の技術革新と業務の拡大に対応すべく、診療放射線に関する知識と技術を有した人材が、全国的に広く要請されていることを示しているものと考えられる。

(3) 地域における診療放射線技師の不足状況

近畿圏南部に位置する政令指定都市堺市と和歌山市の医療施設において診療放射線業務に従事している診療放射線技師数を全国の主要中核都市と比較してみると、100 床あたりの診療放射線技師従事者数は堺市が 1.9 名と最も低く、一方で、一病院あたりの診療放射線技師従事者数を比較してみても、和歌山市が 3.5 人と最も低く、また関東圏の主要都市平均 6.5 人に対し近畿圏の平均は 4.6 人と約 7 割となっている(資料 12)。

一方で、既設校である大阪物療専門学校に寄せられた求人件数の地域別・年度別推移によれば、特に近畿圏における求人件数は近年増加傾向にあり、平成 16 年度の 112 件に対し平成 20 年度は 170 件と約 1.5 倍増加していることから、特に近畿圏における診療放射線技師の不足状況が伺える(資料 13)。

このことは、近畿圏の診療放射線技師養成施設の全 6 施設における入学定員数が 320 名と、関東圏における入学定員数 867 名の約 36.9%(資料 14)と比較して著しく少ないことから、近畿圏における診療放射線技師養成施設の不足が一因をなしていると考えられる。

(4) 診療放射線技師養成施設の設置状況

診療放射線技師の養成施設は、現在、全国で 40 校設置されており、そのうち、近畿圏における診療放射線技師の養成施設は、6 校設置されており、入学定員は 320 人、そのうち、大学(4年制)は、大阪大学医学部保健学科放射線技術学専攻

(40人)と京都医療科学大学医療科学部放射線技術学科(80人)の2校となっており、高学歴志向が高まる中で、大阪府周辺地域における診療放射線技師の養成は、62.5%を専修学校や各種学校に依存している状況となっている。(資料14)

(5) 診療放射線技師の人材需要の見通し

大阪物療大学の設置計画に伴い、卒業後の具体的な進路や地域の人材需要の見通しなどを踏まえるために、保健医療機関を対象とする診療放射線技師の充足状況や養成機関の必要性、採用意向などの人材需要に関するアンケート調査を実施した。

その結果、地域の保健医療機関における診療放射線技師の充足状況については、有効回答機関110機関のうち、「充足している」と回答したのは40機関で36.4%となっており、70機関が不足の状況であると回答している。また、診療放射線技師の養成については、全ての機関においてその必要性を認めている。診療放射線技師の養成施設の設置については、有効回答機関110機関のうち94%にあたる103機関が必要性を認めている。

さらに、大阪物療大学が設置された場合、保健医療学部診療放射線技術学科を卒業した者に対する採用意向については、有効回答機関110機関のうち75.5%にあたる83機関が採用の意向を示しており、このように地域に限られた保健医療機関に対する調査においても、大学(4年制)の保健医療学部診療放射線技術学科で学んだ人材への需要は高いことがうかがえる(資料15)。

なお、定員の設定については、卒業後の進路や人材需要を十分に勘案して、80名とすることとした。

6 学生確保の見通し

診療放射線技師の養成施設は、全国で40施設が設置されている(資料3)が、

全国診療放射線技師教育施設協議会の調査によると、平成 10 年度から平成 21 年度までの全施設における受験者の合計数と入学者の合計数の年次変化を見てみると、平成 10 年度の受験者数の合計は 12,898 人、入学者数の合計 2,435 人、平均入学倍率は 5.3 倍に対して、平成 20 年度は受験者数の合計は 8,331 人、入学者数の合計は 2,273 人、平均入学倍率は、3.7 倍となっており(資料 16)、少子化に伴い受験者数は減少の傾向を示しているものの、平成 21 年度における全国の大学(4 年制)と専門学校の入学倍率を比較すると、専門学校の平均倍率約 2 倍に対して、大学の平均倍率は 4.1 倍と 4 倍以上を堅持していることから、少子化による受験生減少の影響は専門学校に対して如実に現れており、診療放射線技術分野を志願する受験生は、大学志向が顕著であることがわかる(資料 17)。

一方、近畿圏における私立大学の診療放射線技師養成施設は 1 校しか設置されておらず、アクセスの関係上、大阪、兵庫、奈良、和歌山県に位置する高等学校に在籍している高校生のうち、診療放射線技術分野の大学を志願する受験生は、近畿圏外に所在する大学に流れているものと推測されることから、大阪府における新たな大学(4 年制)としての診療放射線技師養成施設の設置については、近畿圏のみならず近畿圏以西(中国、山陰、四国、九州)の診療放射線技術分野を目指す大学進学希望者の受け皿にもなると思われることから、中・長期的な学生確保が見込めるものと判断する。

このような状況を踏まえたうえで、大阪物療大学の設置計画に伴い、受験生の進学意向や進学需要など開学後の進学ニーズを把握するために、大阪府を中心とした近県地域(和歌山県、奈良県)の高等学校の在校生に対する進学意向等に関するアンケート調査を実施した(資料 18)。

その結果、開学が予定されている平成 23 年には、218 名(入学定員のおよそ 2.73 倍)、平成 26 年の完成年度においても、216 名(入学定員のおよそ 2.70 倍)の進学意向者数が推計され、今回の限られた範囲におけるアンケート調査からも、ある程度の進学需要をうかがうことができることから、継続的に十分な学生確保が

見込めるものと考えている。(資料 19)

7 地域社会への貢献

大阪物療大学では、放射線医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得に加えて、医療現場に携わる職業人として求められている幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指すこととしている。

また、放射線医学分野における学術研究の進展に対応するための研究機能の整備と研究組織の充実を図ることによる知的資源を還元することで、地域貢献のための教育・研究拠点としての役割を果たすことを目指すことから、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと及び「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを教育研究上の目的としている。

このことから、地元地域をはじめ全国の医療機関や行政機関を対象とする地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上のために、地域社会の人材需要を踏まえた診療放射線技師を育成し輩出することにより、地域貢献を果たすこととしている。

また、本学における放射線医学分野に関する教育・研究成果について、研究発表や公開講座などを通して、知的資源として広く地域社会に還元するとともに、医療機関や行政機関との共同研究を積極的に推進するなど、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、地域貢献を果たすこととする。

地域貢献への具体的取り組みの計画としては、中学校や高等学校との連携による出前専門講座や職業紹介講座の開催をはじめ、学術団体との協働による研究発表会の開催や施設・設備の貸し出し、堺市との連携による堺市民公開講座の定期開催や保健所等への講師派遣などを予定している。

8 専門学校との違い

今般の設置計画においては、既設の大阪物療専門学校放射線学科(第一放射線学科入学定員 50 名、第二放射線学科入学定員 50 名)の組織を基に同分野の大学(4年制)を設置することとしているが、専門学校と大学(4年制)との違いについては、これまでは、「職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする」という専門学校としての目的を踏まえて、専門分野の知識と技術の習得を目的とした職業に必要な能力を育成するための職業教育を中心として展開してきた。今後においては、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という大学(4年制)の目的を踏まえたうえで、医療専門職としての役割と責任の拡大に伴う人材養成機能の強化を目指すことから、幅広い視野と豊かな人間性を涵養するための教育内容の充実を図るとともに、放射線医学分野における専門教育を基盤としつつ、医療技術の進歩や医療機器の高度化に伴う学術研究の進展に対応するための研究機能の強化を図ることとしている。

(1) 人材養成の目的から

専門学校と異なる大学(4年制)としての教育機能と研究機能の強化と充実を達成するために、人材養成の目的においては、これまでの診療放射線技師として必要な基本的な知識や技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を涵養するとともに、自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる倫理観、的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力、他者と協調・協働して行動できる能力、卒業後も継続的に自己研鑽できる能力、学術研究の進展に対応するための研究能力を身につけた人材を養成することにより充実を図ることとしている。

(2) 教育課程の観点から

専門学校と異なる大学(4年制)としての人材養成の目的を達成するための教育課程の編成においては、大学設置基準で定めている「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という大学教育における教育課程の編成方針を踏まえたうえで、教育課程を「基礎教育課程」と「専門教育課程」の区分により編成している。さらに、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」における学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針を踏まえたうえで、大学(4年制)としての人材養成の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成することにより充実を図ることとしている。

具体的方策としては、教育課程については、既設の大阪物療専門学校放射線学科では、基礎教育科目として診療放射線技師学校養成所指定規則に定められた科目(資料20)のうち、基礎分野の科目として13科目17単位を配置していたが、大阪物療大学では、基礎教育科目として27科目45単位を配置することで教育内容の充実を図ることとする。さらに、専門分野に「発展と統合」の分野として「卒業研究」(必修)を含む9科目14単位を設定することで、専門学校との違いを明確にし、放射線医学分野における学術研究の進展への対応を図ることとしている。

(3) 教員組織の観点から

教員組織の編成においては、専門学校と異なる大学(4年制)としての人材養成の目的を達成するために、教育課程の編成を踏まえたうえで、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授を配置し、主要科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教員を配置することで、教育機能を組織的に充実させている。

特に、専門学校との違いとして、大阪物療専門学校放射線学科では、これまで、診療放射線技術に関する実務経験を有する者を中心とする12人の専任教員によ

る教育組織としてきたが、大阪物療大学では、放射線医学分野における学術研究の進展に対応するための研究機能及び研究組織の充実を図る観点から、放射線専門医師2名を含め専門分野における博士号等の学位や十分な研究業績を有する専任教員22人(教授15人、准教授2人、講師4人、助教1人)を配置することにより充実を図ることとしている。

(4) 施設設備の観点から

施設・設備については、既設の大阪物療専門学校ではこれまで、第一放射線学科(3年制課程:入学定員50名)と第二放射線学科(4年制課程:入学定員50名、平成20年度より学生募集停止)の合計350人の収容定員に対する教育実績を有しており、今般、4年制大学の設置計画に伴い、新たな施設設備の整備を行うことから、収容定員320名の4年制大学を設置した場合でも、教育研究上における支障はないものと考えている。

校舎は、今般、大学(4年制)の設置計画に伴い、現在、大阪物療専門学校の放射線学科が使用している1号館を転用するとともに、新たに2号館、3号館及び4号館(体育館)を大学専用の校舎として使用することで教育研究環境の整備・充実を図ることとしており、人材養成の目的を達成するための教育課程の編成における授業科目の配置状況を踏まえたうえで、必要な教室として、講義室8室、演習室4室、実験・実習室11室を整備することにより、充実を図ることとしている。

教員の研究室は、4年制大学としての研究機能及び研究組織の充実を図る観点を踏まえて、既設の大阪物療専門学校の2号館を改修し、研究棟として整備するとともに、専任教員の研究室21室を確保することにより、充実を図ることとしている。

図書館は、閲覧室、レファレンスコーナー、集密書架を備えることとし、収容定員の約16%にあたる50席の閲覧座席数の確保と視聴覚コーナー、情報検索コーナー、新聞・雑誌等の閲覧コーナーなどを整備するとともに、書誌情報のデータベース

ス化による蔵書検索や学術情報ネットワークへの接続による電子ジャーナルや学術情報の入手、他大学・他機関の蔵書検索も可能となるように整備することとしている。

設備は、診療放射線技師学校養成所指定規則(平成26年12月11日文部省・厚生省令第4号、最終改正:平成18年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号)に定めのある器具等の要件を全て整えることを前提として、大阪物療大学の人材養成の目的を踏まえて高度先端医療機器である多列検出器型X線 CT 装置や最新の3Dワークステーション機能を有する画像管理システム、デジタルラジオグラフィシステム等を新たに整備するとともに、既存の設備等を有効的に転用することで教育環境の充実を図ることとしている。

(5) 学生確保の観点から

学生確保については、診療放射線技師の養成施設は、全国で40施設が設置されており、全国診療放射線技師教育施設協議会の調査によると、平成14年度から平成21年度までの全施設における受験者と入学者の合計数の年次変化を見ると、ピーク時の平成17年度の受験者数の合計は10,082人、入学者数の合計2,438人、平均入学倍率は4.1倍に対して、平成21年度は受験者数の合計は8,383人、入学者数の合計は2,277人、平均入学倍率は、3.7倍となっていることから、少子化傾向に伴い受験者数は平成20年度までは減少の傾向を示していたが、平成21年度はわずかではあるが増加している。(資料16)

一方、平成21年度における全国の診療放射線技師養成施設における4年制大学と専門学校の入学倍率を比較すると、専門学校の平均倍率約2.2倍に対して、大学の平均倍率は約4.1倍となっており、診療放射線技術分野を志願する受験生は、大学志向が顕著であり、少子化による受験生減少の影響は専門学校に対して、如実に現れている。(資料17)

さらに、近畿圏における4年制大学としての診療放射線技師養成施設は、国立

大学 1 校(大阪府吹田市)、私立大学 1 校(京都府南丹市)しか設置されておらず、アクセスの関係上、大阪、兵庫、奈良、和歌山県に位置する高等学校に在籍している高校生のうち、診療放射線技術分野の大学を志願する受験生は、近畿圏外に所在する大学に流れているものと推測される。

このことから、大阪府における4年制大学としての診療放射線技師養成施設の設置については、近畿圏のみならず近畿圏以西(中国、四国、九州)の診療放射線技術分野を目指す大学進学希望者の受け皿にもなると思われることから、十分な学生確保が見込めるものと判断している。

入学定員の設定に関しては、既設の大阪物療専門学校放射線学科における教育実績を踏まえ、大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の卒業後の進路や養成する人材を受け入れる側のニーズに関するデータ、学生確保に関するデータなどを十分勘案して、入学定員を 80 名とすることとした。

尚、既設の大阪物療専門学校は平成 23 年度の入学生から募集を中止し、在校生の卒業を待って廃止することとする。

イ 学部・学科等の特色

保健医療学部診療放射線技術学科においては、「人間教育を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」という大学の教育研究上の理念と「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」及び「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」という大学の教育研究上の目的を踏まえたうえで、学部における教育目的として、「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」を掲げている。

その上で、人材養成の目的として、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」こととしている。

また、保健医療学部診療放射線技術学科においては、組織として研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野とし、診療放射線学に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を養成することを目的としている。

学部、学科が担う機能と特色としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組むことを特色としている。

ウ 学部、学科等の名称及び学位の名称

1 大学の名称

大学の名称は、設置されている所在地や教育研究上の目的について、地域社会にわかりやすくすることから、「大阪物療大学」とし、英訳名称は、「Butsuryo College of Osaka」とする。

大学名に「物療」を冠することについては、学園及び既設の専門学校では、創立当初から「物療」の名称を冠していることから、地域社会において広く認知されているところであり、全都道府県の医療機関や行政機関、診療放射線技師が関与する医療界や業界及び職能団体をはじめ、放射線医学分野の各種学会や研究会において指導的立場で活躍している本学の卒業生(卒業生数約 6,800 人)は全国の診療放射線技師有資格者数全体の約 10%を占めていることから、専門分野においては固有名詞として浸透しているものと考えらる。

このような「物療」に対する社会的な認知度を踏まえるとともに、本学では、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することから、大学が実施する教育研究を踏まえて熟考した結果、大学名称を「大阪物療大学」とし、固有名詞としての「物療」の位置付けを踏まえ、英語名称も「Butsuryo College of Osaka」とすることとした。

なお、上述の大学名の趣旨については学生公募の際にも周知するように配慮する。

2 学部・学科及び学位の名称

本学では、保健・医療・福祉などの現場において、診療放射線技師として活躍

する人材を育成することから、学部の名称は、教育研究上の目的に相応しい「保健医療学部」、学科の名称は、国際的な通用性があり、養成する人材の目的を適切に表すことから、「診療放射線技術学科」、学位の名称は、「学士(診療放射線学)」とする。

なお、学科名称に「技術」を冠した理由は、医師との混同を避けるところによる。

また、学部の英訳名称は、「Faculty of Health Sciences」、学科の英訳名称は、「Department of Radiological Technology」、学位の英訳名称は、「Bachelor of Radiological Technology」とする。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成の考え方

保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程は、大学設置基準における教育課程の編成方針を踏まえたうえで、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」という学部教育における人材養成の目的を達成することから、教育課程を「基礎教育課程」と「専門教育課程」に区分し、体系的な学習が可能となるように編成している。

また、本学の教育目的および 4 年制大学として学士の学位を付与することに照らし、本学の「育成する人材像」を具体化するために学生が履修すべき科目については必修科目として配置した。

「基礎教育課程」は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」における「各専攻分野を通じて培う「学士力」～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～（平成 20 年 12 月 24 日付け）」を踏まえるとともに、本学における人材養成の目的を達成するための具体的な資質と能力を踏まえたうえで、人類の文化や社会、自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え、的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うことを目的とする科目群について、その区分を「基礎教育科目」として括り、授業科目を配置した。

「専門教育科目」は、科学的な知識と技術に基づく適切な判断力と行動力を培う

とともに、これらを基盤とした診療放射線技術力の習得のもとに、医療技術の進歩に柔軟に対応することができる基礎的な資質と生涯を通して継続的に自己研鑽できる能力を養い、主体的・創造的に課題への探求に取り組み、解決するための力と学問の向上に寄与し得る基礎的な研究能力を養うことを目的として、診療放射線技師養成所指定規則に定める教育内容(資料 20)を踏まえたうえで、診療放射線技術に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能となるように配慮することから、「専門教育課程」を「専門基礎科目」と「専門科目」の区分により編成している(資料 21、資料 22)。

2 教育課程の編成の特色

(1) 基礎教育科目

基礎教育科目は、教育課程の編成の考え方を踏まえて、「基礎ゼミナール」、「自然科学の基礎」、「論理的思考の基盤」、「人間社会の基本」、「コミュニケーションスキル」の 5 つの科目群から編成することにより、大学が授与する「学士」が保証する能力の内容に基づく教育を展開する。

① 基礎ゼミナール

「高校から大学への円滑な教育の接続を図ること」および「学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくための基盤を形成すること」を目的として、「基礎ゼミナール」を1年次に必修科目として配置し、学部教育を受けるうえで必要となる基本的な学習スキルの習得と学習目標の設定や動機付け教育を行うと共に、専門分野への興味と関心を持たせることで自らの進路選択に対する不安解消を図りつつ、社会人力の基礎固めを行う。

② 自然科学の基礎

「自然科学の基礎」では、科学的根拠に基づいた医療を実践していくうえで、自然科学に関する基礎的な知識を身につけることが不可欠であることから、「基礎物理」、「基礎数学」、「基礎化学」、「生物人類学」の 4 科目を配置し、診療放射線技術学を学習するうえで必要となる自然科学の基礎について学ぶとともに、「数学演習」、「自然科学演習」の 2 科目を配置し、科学的な見方や考え方を身に付ける。

③ 論理的思考の基盤

「論理的思考の基盤」では、診療放射線技師に必要となる情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる能力を培うとともに、多様な情報を収集、分析して適正に判断し、効果的に活用することができる能力を養うために、「情報科学」、「情報科学演習」、「論理と記述演習」、「自然環境システム論」、「プログラミング演習」、「研究法入門」の 6 科目を配置し、深い洞察力や論理的な思考力、情報化社会への対応能力の基盤づくりを行う。

④ 人間社会の基本

「人間社会の基本」では、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や能力の習得とともに、現代社会や地域社会、国際社会における諸課題に対する理解と知的な好奇心を喚起することにより、人間性や社会性を養うことを目的として、人類の文化、社会、自然に関する知識について理解するために、「生命と倫理」、「健康の科学」、「地球と環境」、「心理と行動」、「宗教と民族」、「文化の比較」、「地域と福祉」、「中国の文化」の 8 科目を選択科目として配置し、幅広い視野と豊かな人間性を身につける。

⑤ コミュニケーションスキル

「コミュニケーションスキル」では、基礎的な表現技法の習得とコミュニケーション能力を高めることにより、信頼関係を構築することができる対人関係能力を身に付

けることを目的として、「表現法入門」、「コミュニケーション演習」、「プレゼンテーション演習」の3科目を配置するとともに、英語による基礎的な4技能(読み・書き・聞く・話す)の習得を目的として、「英語Ⅰ(基礎)」、「英語Ⅱ(応用)」の2科目を必修科目として配置するとともに、「英語Ⅲ(実践)」を配置し、今後、ますますグローバル化していく医療現場に対応できる基本的なコミュニケーション能力を身に付ける。

(2) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、診療放射線技師に求められる医学的知識及び理工学的知識をバランスよく持ち合わせ、専門科目に展開する基盤を形成する目的から、「基礎医学系」、「臨床医学系」、「医用理工学系」、「放射線科学系」の4つの科目群により編成し、各々の科目群からの科目選択により、専門分野の理解を助けるための教育内容として展開する。

① 基礎医学系

「基礎医学系」の科目群は、診療放射線技術に必要な人体の構造や機能及び疾病の成り立ちに関する基礎医学の知識を身に付けるうえで要となることから、「解剖学Ⅰ(動物性機能に関わる系)」、「解剖学Ⅱ(植物性機能に関わる系)」、「生理学・生化学」を必修科目として配置したうえで、「病理学」、「社会医学」の2科目を選択科目として配置する。また、実際的な実習を通じて、人体の構造と機能に対する基礎的な知識を身に付けることから、「形態機能学実習」を必修科目として配置している。

② 臨床医学系

「臨床医学系」の科目群は、臨床の医療現場で患者の立場に立ったチーム医療を実践していくうえで、医療職種間の信頼関係を構築することが不可欠であることから、医師や看護師、リハビリテーション職、救命救急に携わるチーム医療職など、

医療現場において診療放射線技師との連携が求められる領域についての基礎的な知識を習得するために、「放射線医学概論」を必修科目として配置すると共に、「一般内科学」、「臨床病態学概論」、「患者看護論」、「救命救急医療論」、「リハビリテーション概論」の 5 科目を選択科目として配置している。

③ 医用理工学系

「医用理工学系」の科目群は、専門科目で学ぶ放射線画像診断装置、放射線測定装置、放射線治療装置及び画像情報機器に関する原理や構造を理解するために必要となる理工学的知識を習得するために、「医用物理学」と「医用工学Ⅰ（電気工学の基礎）」の 2 科目を必修科目として配置したうえで、「医用工学Ⅱ（エレクトロニクス）」、「応用数学」、「粒子線工学」の 3 科目を選択科目として配置している。

④ 放射線科学系

「放射線科学系」の科目群は、診療放射線の安全な取り扱いに関して、診療放射線技師として身に付けておくべき専門的な知識の理解と技術を習得するための基盤となることから、医療に用いられる放射線のさまざまな現象を理解し、診療放射線技術に関する基礎知識を習得するための導入科目として、「診療放射線序論」を必修科目として 1 年次の前期に配置する。専門科目で必要となる診療放射線技術に関する各論科目として、「診療放射線物理Ⅰ（基礎）」、「放射化学Ⅰ（基礎）」、「放射線生物学」、「放射線計測学Ⅰ（基礎）」の 4 科目を必修科目として配置する。さらに、「診療放射線物理Ⅱ（応用）」、「放射化学Ⅱ（応用）」、「放射線計測学Ⅱ（応用）」の 3 科目を選択科目として配置することにより、専門分野における学習への円滑な移行を図る。

（3）専門科目

医療現場における診療放射線技師の業務は、画像診断を主な分野とする診療

画像技術分野、放射性医薬品を用いた核医学検査分野、高エネルギーX線、電子線及び粒子線を用いた放射線治療分野の3分野に分けられる。さらに、これら3分野で共通して要求される能力として、医用画像情報及び放射線安全管理に関する知識と技術が不可欠となる。

このことから、「専門科目」は、「診療画像技術学」、「核医学検査技術学」、「放射線治療技術学」、「医用画像情報学」、「放射線安全管理学」の5つの分野から編成することにより、医療現場において診療放射線技師が関わる診療画像診断業務や放射線治療業務に必要な診療放射線技術に関する基礎的な知識と基本的な技能を系統的に学習させることとする。

また、「専門科目」の各分野で学んだ知識と技術を統合的に学習することにより、総合的な判断力や実践的な応用能力、課題探求能力、研究能力など診療放射線技術を発展させるための能力を育成することを目的として、「臨床実習」及び「発展と統合」の2つの科目群を配置している。

① 診療画像技術学

「診療画像技術学」分野は、診療放射線技師として医療現場で診療放射線業務を遂行するうえで基盤となる重要な領域である。近年の高度な放射線医学に対応しつつ、多種多様で高度化された装置を安全に取り扱い、正確な診断画像を提供するためには、診療放射線技師が取り扱う診断画像モダリティごとに「機器の技術」、「撮影・撮像の技術」及び「画像評価の技術」について理解する必要がある。「診療画像技術学」分野は、X線撮影やX線CT等に代表されるX線を用いた画像診断に関わる専門的な知識と技術を習得する「診療X線技術領域」と磁気共鳴画像診断や超音波画像診断等の非X線による画像診断を主な分野とする「診療画像技術領域」の2領域に大別され、「診療X線技術領域」と「診療画像技術領域」のそれぞれの領域に対して、「機器の技術」、「撮影・撮像の技術」、「画像評価の技術」に対応する授業科目を配置している。

具体的には、「診療X線技術領域」における導入科目として、「診療画像技術序論」を必修科目として1年次の前期に配置し、X線撮影技術を身に付けるうえで必要となる基礎的な知識を理解させたいうえで、「機器の技術」として、「診療X線機器学Ⅰ(X線発生装置)」、「撮影・撮像の技術」として、「X線撮影技術学Ⅰ(基本技術)」、「X線CT技術学」をそれぞれ必修科目として配置する。そのうえで、「診療X線機器学Ⅱ(X線システム)」、「X線撮影技術学Ⅱ(応用技術)」の2科目を配置し、さらに、「画像評価の技術」として、「画像解剖学Ⅰ(X線解剖)」を配置し、診療X線画像を解剖学的な知識や動態機能の解析技術と関連づけて解釈するために必要となる診療X線画像の読影技術について学習する。

一方、「診療画像技術学領域」では、「機器の技術」として、「画像診断機器学」を必修科目として配置し、磁気共鳴画像診断装置に関する知識と技術及び超音波と眼底撮像装置に関する知識と技術について学習する。「撮影・撮像の技術」として、「画像検査技術学Ⅰ(MR検査)」を必修科目として配置し、磁気共鳴画像に関する撮像技術について学習したいうえで、「画像検査技術学Ⅱ(超音波・眼底)」を配置し、超音波と眼底の撮像技術について学習する。「画像評価の技術」として、「画像解剖学Ⅱ(画像診断)」を配置し、磁気共鳴画像、超音波画像、眼底画像に係る医用画像を解剖学的な知識や動態機能の解析技術と関連づけて解釈するために必要となる読影技術について学習する。

そのうえで、「診療画像技術学実習Ⅰ(基本技術)」、「診療画像技術学実習Ⅱ(応用技術)」の実習科目2科目を必修科目として配置し、実習装置を用いた診療X線機器の性能評価、保守点検・安全事項の確認、人体ファントム等による撮影・撮像実習を通して、「機器の技術」、「撮影・撮像の技術」及び「画像評価の技術」を体系的に理解させるとともに、理論を実践に応用することができる能力を身に付ける。

② 核医学検査技術学

「核医学検査技術学」分野は、人体に放射性医薬品を投与して画像診断及び治療を行うという観点から、医学的にもとりわけ安全性と正確性が要求される領域であることから、「核医学診断機器学」を必修科目として配置し、核医学検査に使用される装置の構造と原理、品質・安全管理についての知識について学習する。また、「核医学検査技術の基礎」を必修科目として配置し、核医学検査に必要な基礎技術に関する理解を深めることとする。

そのうえで、「核医学検査技術各論」を配置し、先端核医学検査を含めた種々の核医学検査に関する基礎的な知識と技術について学習する。さらに、「放射性薬品学」を配置し、専門基礎科目で学習した「放射化学」及び「生理学・生化学」の知識を基盤とする放射線同位元素を用いた医薬品の取り扱いに関する基礎的な知識及び放射性医薬品の特殊性等に関する知識について学習する。

③ 放射線治療技術学

「放射線治療技術学」分野は、高エネルギー放射線発生装置により発生した放射線を人体に照射して、人体内の腫瘍等に対する治療を行う技術であり、放射線の医学利用に関して欠くことのできない領域であることから、「放射線治療機器学」を必修科目として配置し、放射線治療に用いられる高エネルギー放射線発生装置や関連機器に関する構造と原理及び品質・安全管理についての知識と技術について学習する。「放射線治療技術の基礎」を必修科目として配置し、放射線治療計画および放射線治療に関する基礎的な知識と技術について学習する。

そのうえで、「放射線治療技術各論」を配置し、IMRT(強度変調放射線治療)や粒子線治療等の近年の高度先端放射線治療技術を含め、放射線治療を施行するうえで、診療放射線技師に必要となる放射線医学の基礎的な知識と技術について学習するとともに、放射線治療の主な対象となる腫瘍の特徴や放射線に対する影響について理解させるために、「がん医療科学」と「放射線腫瘍学」の2科目を

配置する。

④ 医用画像情報学

「医用画像情報学」分野は、診療放射線技師が診断や治療における診療画像を臨床の現場に提供するにあたり、画像の形成から画質評価、画像処理、画像解析、画像伝送及び画像情報の管理に至るまでの、画像情報学に関する基礎的な知識と技術が求められている分野であることから、「医用画像工学」を必須科目として配置し、医用画像の画質の評価に必要な知識と技術について学習する。また、「医用画像情報学」を必修科目として配置し、情報化社会に対応した画像処理・画像解析に関する技術について学習する。

そのうえで、「医用画像写真学」を配置し、アナログ画像及びデジタル画像の形成理論から画像出力に至るまでの一連の過程において、診療画像を提供するにあたり必要となる知識と技術を学習する。「医療情報学」では、院内情報システムや放射線情報システムを含めた医療施設における画像情報のシステムと管理に関する知識と技術について学習し、同時にネットワーク技術による画像伝送技術に対応できる基礎的な資質と能力を養成する。さらに、「医用画像情報学演習」を配置し、「医用画像情報学」で学んだ専門的な知識について、実践を通して関連付けて学習する。

⑤ 放射線安全管理学

「放射線安全管理学」分野は、診療放射線技師として、診療に必要な放射線の安全管理に関して、確実かつ適切な専門的技術を身に付けることが不可欠であることから、「放射線衛生学」を必修科目として配置し、専門基礎科目で学習した「放射線生物学」の知識を基盤として、人体に対する放射線の影響と放射線疫学について学習する。また「放射線安全管理学」を必修科目として配置し、専門基礎分野で学習した「放射線計測学」および「放射線生物学」の知識を基盤として、放射線の防護に関する具体的な知識と技術について学習する。

さらに、医療の現場で診療放射線技師に要求されるマネジメント能力およびリスク管理能力を培う必要があることから、「放射線医療マネジメント論」および「医療リスクマネジメント論」の 2 科目を必修科目として配置する。「放射線医療マネジメント論」では、主に放射線医用機器や院内情報システム等を重点とした放射線医療機器の運用と管理に関する基礎的な知識と技術について学習する。「医療リスクマネジメント論」では、診療放射線技師としてのリスク管理に関する責任と役割について理解し、医療の現場において診療放射線技師に求められる安全医療の提供に対応できる基礎的な能力を養う。

そのうえで、「放射線関係法規」を配置し、我が国の医療法、診療放射線技師法並びに電離放射線障害防止法及び関連法令について学習する。

⑥ 臨床実習

「臨床実習」の科目群は、専門分野で学んだ専門の知識と技術の統合を図り、医療現場における実践を通して、診療放射線技術に関する基本的な能力を身に付けることを目的として、「臨床実習Ⅰ（X線技術）」、「臨床実習Ⅱ（画像技術）」、「臨床実習Ⅲ（核医学・治療技術）」の 3 科目を必修科目として配置し、医療施設等で臨床実習の指導者の下、実際に患者に接しながら、診療放射線技師としての実践的な能力を身に付ける。

「臨床実習Ⅰ（X線技術）」は、医療人としての自覚を身に付け、チーム医療における診療放射線技師の役割を認識するとともに、診療画像技術学のうち、主に診療X線撮影領域における基本的な技術に関する実践能力と対人的な対応能力を身に付ける。

「臨床実習Ⅱ（画像技術）」は、「臨床実習Ⅰ（X線技術）」における学習内容を踏まえて、医療施設等の放射線部門における診断や治療の一連のプロセスの中で、主に診療画像技術学全般及び医用画像情報学における専門的な技術に関する実践能力と対人的な対応能力を身に付ける。

「臨床実習Ⅲ(核医学・治療技術)」は、医療施設等の放射線部門における診断や治療の一連のプロセスの中で、主に核医学技術学及び放射線治療技術学における専門的な技術に関する実践能力と対人的な対応能力を身に付ける。また、臨床実習では、実際の医療現場で患者と接しながら、臨床実習の指導者の下で、実践的に知識や技術を学ぶことから、学生が自ら到達目標を認識することで、より効果的に実習目的を達成させるために、実習前教育として、客観的臨床能力評価(Objective Structured Clinical Examination (OSCE))を導入する。

⑦ 発展と統合

「発展と統合」の科目群は、専門科目の各分野で学んだ知識と技術を基に、診療放射線技術を総合的に判断し、実践できる応用能力を身に付けるとともに、診療放射線技術全般を視野に入れ、各分野の特性を超えて診療放射線技術の実践過程における共通課題について学習し、さらに、生涯を通して継続的に自己研鑽できる能力と基礎的な研究能力など診療放射線技術を発展させるための能力について学習する。

具体的には、実際の診療で画像診断を行う放射線科医師の立場から、診療放射線技師に要求される画像診断の知識を身に付け、良質の医用画像を診断医に提供する応用的な知識を学習するために、「放射線診断学」を必修科目として配置するとともに、診療画像から正確に疾病の情報を引き出すために必要となる読影技術を身に付けるために、「画像読影論」を選択科目として配置する。また、障害者・高齢者の特性を理解した診療放射線技術の応用力を育成するために、「障害者・高齢者ケア論」を配置する。また、これからの高度先端がん医療に対応できる応用力を育成するために、「がん制御科学特論」を演習科目として配置する。

さらに、「総合演習(診療X線技術)」、「総合演習(画像検査技術)」、「総合演習(核医学・治療技術)」、「総合演習(画像情報技術)」を配置し、診療放射線技術の現状と課題に関する認識を深め、探究する能力を養うとともに、研究機能の強化や

学術研究の進展に対応するための研究能力を身につけた人材を養成することから、「卒業研究」を必修科目として配置し、学生の興味と関心に応じて、自ら課題を設定し、グループワークを通じた調査・研究を行うことで、基礎的な研究能力を養うこととする。保健医療学部診療放射線技術学科の卒業要件単位数で作成した標準履修モデルを示す(資料 23)。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方

保健医療学部診療放射線技術学科では、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」ことを人材養成の目的としている。教育課程の編成においても、人材養成の目的を踏まえて、放射線医学の理論と実践を融合する教育内容としているとともに、放射線医学に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能となる教育課程の編成としていることから、専任教員の配置については、放射線医学分野における主要な授業科目を中心に配置することとしている。

2 教員組織の編成の特色

保健医療学部診療放射線技術学科では、放射線医学に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能となる教育課程の編成とすることから、「専門科目」を大きく「診療画像技術」、「核医学検査技術」、「放射線治療技術」、「医用画像情報」、「放射線安全管理」の 5 領域に括り、各々の領域ごとの授業科目数及び単位数に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授及び准教授、講師、助教を適切に配置することとしている。

具体的には、「専門科目」の 5 領域における必修科目(24 科目)については、全ての授業科目に専任教員を配置している。各領域において必修としている理論科

目(18科目)については、教授及び准教授、講師を配置しているとともに、臨床実習並びに各領域における実習科目においても全ての授業科目(6科目)について、専任教員を配置することとしている。

また、専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの領域における教育実績や研究業績、実務経験などと担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討のもとに配置することとしている。また、職業人養成機能を果たすことから、理論と実践の融合に向けて、技術学系の授業科目については、当該科目の特質を踏まえて、診療放射線技術に関する豊富な実務経験を有する教員を配置するとともに、学部としての一定の研究機能を果たすことから、博士号等の学位や十分な研究業績を有する教員をバランスよく配置することとしている。

また、実習や演習に関する授業科目については、授業等のための教材作成の補助や実習機器などの準備及び管理、専任教員の指示のもとに行う実技の実演、実習施設との連絡調整など、教育研究の円滑な実施のための業務に従事する助手を配置することにより、指導体制の強化と充実を図ることとしており、助手については、放射線医学分野の専門教育を受けた有資格者や教育機関や医療機関などにおいて実務の経験を有する者を配置することとしている。

職位別の完成年度における年齢構成については、教授の平均年齢は約 62.8 歳、准教授及び講師は約 51.8 歳、助教は 40 歳となっており、次世代を担う教員の育成を視野に入れ、特定の年齢に偏ることのないように配慮した教員の配置としている。定年規定との関係については、定年年齢は 70 歳と定めるが、任期制との併用により、必要な教員については、定年年齢を超えて継続採用できる規定を設けているとともに、また、開学に際して採用される教員については、定年年齢にかかわらず、大学の完成年度まで在籍することができる規定を設けている(資料 24)。

3 今後の教員組織についての方針

今般の設置計画においては、新たに大学組織を設立することから、開設年度から完成年度までの間に、大学としての教育研究体制の確固たる基盤を構築するとともに、教育研究の継続性の観点から、この4年間で就任予定の中堅及び若手教員の育成期間として位置付けることとしている。

このことから、教員組織については、診療放射線分野における教育実績と研究業績を有した年齢層の高い専任教員を一部配置することとしているが、今後の教員組織の方針としては、完成年度以後、教育研究の継続性の観点を踏まえたうえで、中堅及び若手教員の計画的な採用を行うこととしている。

現在、既設の大阪物療専門学校放射線学科の若手卒業生のうち、放射線医学系大学院の修士課程や博士課程にそれぞれ数名在学中であり、当該計画の観点から若手教員の計画的な採用に向けての育成対象としている。また、本学開設後の卒業生のうち、大学院へ進学する卒業生については、本人の意向を踏まえた上で数名を本学教員としての育成対象とする方針である。

本計画に基づき、専任教員の新規採用計画、定年退職予定および昇格予測等を踏まえた完成年度以降の専任教員の職位別平均年齢予測は表1で推移する。(資料25)。

表1 開設年度以降の専任教員の職位別平均年齢予測

職 位	平均年齢 (歳)		
	教 授	准教授・講師	助 教
平成26年度(完成年度)	62.8	51.8	40
平成27年度	58.4	51.0	41.0
平成31年度	59.2	45.4	31.0

カ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程の編成においては、放射線医学の理論と実践を融合する教育内容としているとともに、放射線医学に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能となる教育課程として編成している。授業の方法としては、講義及び演習並びに実験・実習を適切に組み合わせて展開するとともに、授業の内容に応じた学生数は、講義は 20～80 人、演習(卒業研究除く)は 20～40 人、実験・実習(臨床実習除く)は 5～10 人とする事とし、配当年次については、専門分野における理論と技術の基礎から応用までを体系的に履修することが可能となるように配慮した配置としている。特に、「英語Ⅰ(基礎)」、「英語Ⅱ(応用)」、「英語Ⅲ(実践)」の 3 科目については、学生に対してきめ細かな教育を行う観点から、入学定員 80 名に対して、1クラスを 20 人程度の小クラス編成として講義を行うこととする。また、卒業研究を必修とすることで、80 名の対象学生を 11 名の教授で担当することとなるが、養成する人材像に照らして、チーム医療の一員として他者との協調・協働を通して課題への探求に取り組み、解決するための基礎的な研究能力を養うことに重点をおき、4～5 名を 1 グループとしてグループワークを通じた研究指導を行う方針とすることから、指導体制に無理は生じない。

(2) 履修指導方法

保健医療学部診療放射線技術学科の人材養成の目的への理解を促進するとともに、4 年間の学習計画に基づく体系的な科目履修が可能となるように配慮することから、履修モデル(資料 23)を提示するとともに、単位制度の実質化を図ることから、学生が1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限を設定し、さらに、

卒業時における質の保証と厳格なる成績評価を行う観点から、成績評価における GPA 制度の導入を予定している。

(3) 卒業要件

卒業要件は、大学に4年以上在学し、体系的に教育の課程を履修し、卒業に必要な単位として129単位以上を修得することにより、「学士(診療放射線学)」を授与することとし、卒業に必要な単位数は、基礎教育科目においては、必修科目17単位を含む31単位以上を修得すること、専門基礎科目においては、必修科目22単位を含む36単位以上を修得することとし、専門科目においては、必修科目49単位を含む62単位以上を修得することとしている。

キ 施設、設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

大阪物療大学の設置計画においては、既設の大阪物療専門学校の放射線学科を基に、同分野の大学(4年制)を設置することとしていることから、校地の利用計画においても、既存の校地(約 3,000 m²)を利用するとともに、運動場については開設時以降 20 年にわたり使用できる保証のある借用の校地を当てる計画としている。

各校舎の利用計画としては、講義、演習、実習などについては、1 号館と 3 号館の 2 校舎を使用することとしており、1 号館の主な機能としては、講義室 6 室、演習室 2 室、実習室 11 室、図書室、学生自習室、学生ホール(学生控室)、学生更衣室、講師控室、事務室などが配備されており、特に、専門教育に必要となる主な機能は、1 号館に集約されていることから、専門基礎科目及び専門科目については、1 号館を中心に行うこととしている。

また、教員研究室を配置している 2 号館は、1 号館と同一敷地内にあることから、授業運営及び学生指導における支障はないとともに、3 号館の機能としては、講義室 2 室、演習室 2 室(グループワーキングルーム 1 室含む)、情報処理室兼語学学習室、学生控室兼自習室、事務室などを配備していることから、基礎教育科目を中心とする一部の授業科目について、3 号館にて行うこととしている。

なお、グループワーキングルームについては、本学の養成する人材像に照らして、チーム医療の一員として他者との強調・協働を通して課題の探求に取り組み、解決するためのグループワークを通じた人材養成や研究指導を行う場所が必要となることから、1 室(268.57m²)をパーティションで 6 区画に区分けし、卒業研究や

その他のグループ学習を実施する場として配置することとしている。

4号館は、学生更衣室、体育館及び学生ホールを配備しているが、授業として使用することはない。

運動場については、中心校地から約8kmほど離れた堺市南区片蔵町に約2,152 m²の面積を確保しており、授業で使用する計画はないことから、主に学生の課外活動などに供することとしている。

なお、現在、大阪物療専門学校では、中心校地から徒歩約10分程度のところに、2,217.43 m²の運動場を保有しているが、今般の大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の設置計画においては、当該運動場は使用しないこととする。

2 校舎等施設の整備計画

校舎等施設の整備計画においても、今般の大学設置計画が既設の大阪物療専門学校の放射線学科を基に、同分野の大学(4年制)を設置する計画であることから、既存の校舎4棟(約6,142m²)を有効的に利用することとしている。

教員の研究室については、学長を除く専任教員21人を配置する計画としていることから、専任教員数分の個人研究室(1室当たり約17m²~27m²)を整備することとしており、既設の大阪物療専門学校の2号館を研究棟として使用する計画としている。

教室の整備計画については、人材養成の目的を達成するための教育課程の編成における授業科目の配置状況を踏まえたうえで、必要な教室を整備することとしており、具体的には、学内で行う授業科目の授業形態として、講義科目74科目、演習科目16科目、実験・実習科目6科目を配置していることから、講義室8室、演習室4室、実験・実習室11室を整備する。

なお、教育課程において、講義科目として配置している「機器の技術」及び「撮

影・撮像の技術」に関する授業科目については、講義の内容等から教育効果を高めるために、必要に応じて実験・実習室において講義を行うこととしている。また、情報教育及び語学教育を行うことから、情報処理室兼語学学習室 1 室を設けることとしている。

なお、大阪物療専門学校で現在保有している校舎のうち、大学に転用する校舎 4 棟以外の校舎については、今般の大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の設置計画においては、使用しないこととする。

設備等の整備計画においては、今般の大学設置計画が既設の大阪物療専門学校の放射線学科を基に、同分野の大学(4年制)を設置する計画であることから、既存の設備(4,527 点)を有効的に利用することとしている。

具体的には、教育課程の編成において実習等を要する授業科目を設定することから、器具等の整備計画として、診療放射線技師学校養成所指定規則に定めのある器具等の要件を全て整える計画とすることを前提に、既存の設備等を有効的に転用するとともに、一部の設備等(多列検出器型X線 CT 装置、デジタル画像管理システム、デジタルラジオグラフィシステム、学生机・椅子等)を新規に整備することで、教育環境の充実を図ることとしている。

また、実験・実習においては、学生の衛生面等を考慮して、全員が白衣を着用することから、学生更衣室に学生全員のロッカーを配置(既設校から転用)することとしている。

一方で、1 号館の学生ホール(学生控室)は学生がワイヤレス LAN 環境を通して気軽にインターネット接続を可能とする環境を整備するとともに、アメニティ要素を取り入れたソファやテーブルを整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境も整備することとしている。

3 主要施設等の概要

校地面積、校舎面積及び主要施設の概要については、表 2 の通りである。

表 2 大阪物療大学の主要施設の概要

1・2号館	住 所	堺市西区鳳北町 3 丁 33 番地、3 丁 13 番地 1
	校地面積	1,696.09 m ²
	校舎面積	3,477.96 m ²
	施設概要	講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 11 室、学長室、研究室 21 室、図書館(書庫 1 室、閲覧室 1 室)、会議室、カンファレンスルーム、事務室、医務室、講師控室、学生自習室、学生ホール(学生控室)、学生更衣室、応接室
3号館	住 所	堺市西区鳳東町 4 丁 410 番地 5
	校地面積	875.75 m ²
	校舎面積	2,402.31 m ²
	施設概要	大講義室 2 室、演習室 2 室(グループワーキングルーム 1 室含む)、学生控室兼学生自習室、会議室、準備室兼講師控室、図書閲覧室、情報処理教室 1 室、事務室、応接室、記録庫
4号館	住 所	堺市西区下田町 1043 番地1
	校地面積	425.00 m ²
	校舎面積	261.90 m ²
	施設概要	体育館、学生控室(学生ホール)、学生更衣室
運動場	住 所	堺市南区片蔵 141-1、142-1
	校地面積	2,152.00 m ²
	施設概要	多目的運動場

4 開設年度に限った施設利用計画

大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の設置に伴い、平成 22 年度入学生が卒業する平成 24 年度をもって、大阪物療専門学校放射線学科を廃止する計画としているが、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 年間は同一校地に大学の学

生と専門学校の生徒が共存することになり、大学と専門学校の目的の違いから明らかかなように、両学生が同一の施設や設備を共用することは避けることとしていることから、以下の事項に留意することで、開設年度に限り、大学の授業を全て 3 号館において行うこととする。

- ① 3号館には、開設年度の入学生 80 名に対する講義と演習を行うに足る講義室及び演習室が確保されていること。
- ② 平成 23 年度に、大学で開講する科目については、1 号館の実習施設及び設備を使用する実習科目が配置されていないこと。
- ③ 平成 24 年度には、専門学校の在學生は 3 年生のみとなり、1 号館の実習施設を使用する科目は配当されていないこと。
- ④ このことから、大学開設 2 年目以降に 1 号館の実習施設及び設備を専門学校の在學生が使用することはないこと。
- ⑤ 3 号館は、教員研究棟から徒歩 7 分程度の場所に位置しており、教員の負担や学生への指導等に不具合が生じることはないこと。
- ⑥ 開設年度における学生対応として、3 号館に専任教員を数名配置し、オフィスアワー等の設定による学生への指導体制に配慮すること。

以上の事項を踏まえたうえで、平成 23 年度の開設年度に限り、1 年次に配当された全科目を 3 号館において実施する計画としている。

5 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書等の資料

大阪物療大学の設置計画においては、既設の大阪物療専門学校の放射線学科を基に、同分野の大学(4年制)を設置することとしていることから、図書等の整備計画においても、既存の図書等を有効的に転用する計画としている。

図書については、大学設置を目的として平成 21 年度に新規購入した図書 1,998 冊(和書 1752 冊、洋書 246 冊)を含む約 15,000 冊を大阪物療専門学校から移管する計画としており、移管する図書は教養分野及び医学、歯学、薬学、生物学、理学、工学、数学、化学などの専門関連分野と専門基礎分野であり、学術雑誌については、約 40 種の学術雑誌を整備することとしている。

このことから、学部の完成時においては、約 16,000 冊(うち外国書約 1,000 冊)の図書が整備されるとともに、診療放射線技術分野に関する学術雑誌 40 種(うち外国書約 10 種)、電子ジャーナル 750 種(うち外国書約 10 種)、視聴覚資料 200 点などが整備されることとなる。

(2) 図書館の整備計画

図書館の整備計画については、1 号館の既存の図書館(約 240 m²)を活用する計画としており、閲覧室、レファレンスコーナー、集密書架を備えることとし、また、図書システムを利用して、書誌情報をデータベース化することで、利用者がウェブ上で蔵書検索ができるようにするとともに、学術情報ネットワークなどに接続し、電子ジャーナルや学術情報の入手、他大学・他機関の蔵書検索も行えるように整備する。

図書館の閲覧室は、収容定員の約16%にあたる 50 席を配置し、学生の学習などに十分な座席数を整備するとともに、その他、視聴覚コーナー、情報検索コーナー、新聞・雑誌等の閲覧コーナーなどを整備することとし、そのうえで、地域社会への貢献として、市民に対して積極的に開放することとしている。

一方で、3 号館においては基礎教育科目や情報関連の授業を多く行う計画であることから、3 号館に主に教養や情報関連の図書に関する閲覧室を設ける計画としている。

ク 入学者選抜の概要

1 入学者選抜の基本方針

保健医療学部診療放射線技術学科では、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質・能力を有した人材を育成する」ことを人材養成の目的とし、この目的を達成するために必要な授業科目による教育課程を編成している。

この保健医療学部診療放射線技術学科における人材養成の目的と教育課程の編成を踏まえて、入学者選抜における基本方針としては、放射線医学分野に対する強い興味と関心及び診療放射線技術職に対する高い職業意識、さらには、診療放射線技師としての適性と受験資格の取得及び国家試験の合格に向けての学習意欲を有している者を受け入れることを基本としつつ、指定規則に基づく専門課程を受けるために求められる一定の学力水準に到達している者を受け入れることとしている。

2 入学者選抜の実施体制

入学者の選抜方法、実施体制等については、入学者選抜に関する規定に基づき、学長を委員長とする入学試験委員会を設置し、大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に従い、準備から実施、合否判定に至るまで、公正かつ適切な方法により実施するものとする。

3 入学者選抜の実施方法

保健医療学部診療放射線技術学科における入学者選抜の基本方針を踏まえたうえで、開設年度における入学者選抜の実施方法としては、特別選抜試験と一般選抜試験により実施することとし、特別選抜試験においては、公募推薦選抜、社会人選抜により実施することとする。

特別選抜試験においては、学力試験では評価しがたい受験生の興味と関心度や職業意識、適性、学習意欲などを適切に評価するとともに、一般選抜試験とは異なる尺度により、受験生の多様な資質や能力などを多面的に評価する方法として、調査書、推薦書、面接試験、小論文、基礎学力検査などにより判定する。

一般選抜試験においては、学力検査として数学を課すとともに、英語、国語、物理、生物の中から1科目選択による筆記試験に加えて、面接試験を課すことにより総合評価を行うとともに、2年目以降においては、大学入試センター試験の導入による選抜を予定している。(資料 26)

ケ 資格取得

1 取得可能な資格

卒業要件の単位を取得して卒業することで、国家資格である診療放射線技師法に定める診療放射線技師国家試験の受験資格が取得できる。

2 指定規則との対比について

保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程は、診療放射線技師学校養成所指定規則別表第 1 において定めている教育内容及び単位数等について、全ての条件を満たしている。(資料 27)

コ 臨床実習の具体的計画

(1) 実習の目的

臨床実習は、これまで学んだ知識や技術を臨床現場において実践し、実際の対象とのかかわりを通して、総合的な診療放射線技術を身に付け、実践を通じて診療放射線技師としての自覚と態度を養うとともに、保健・医療・福祉分野における診療放射線技師の役割と責任についての理解を深めることを目的とする。

(2) 実習の基本方針

臨床実習では、対象の特徴や個性など、取り巻く環境により、様々な学習環境が設定されることから、常に変化する状況下にある臨床実習においては、診療放射線技師免許を有し、診療放射線業務に関する豊富な臨床経験と医療事故や放射線障害の防止、患者の人権の尊重、臨床実習施設との連携を円滑に行える、実務能力を有した実習指導教員が要求されることから、本学では、実践教育能力を有する教授を中心として、准教授、講師及び助教との連携体制により、実習指導を行うとともに、大阪府および近隣の実習施設との円滑な連絡・調整を図るための実習指導調整担当教員を配置する。

(3) 実習の構成と概要

臨床実習の基本構成として、専門科目群の「診療画像技術学」分野及び「医用画像情報学」分野における実習科目として、「臨床実習Ⅰ(X線技術)」並びに「臨床実習Ⅱ(画像技術)」を配置し、診療放射線技師の業務の流れの理解から始まり、X線撮影技術の修得、画像検査全般に関する技術の修得と、段階的に学習を積み上げることが可能となるように構成している。また、「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理学」分野における臨床実習科目

として、「臨床実習Ⅲ(核医学・治療技術)」を配置している。

各臨床実習の期間と学生の配分については、実習施設の受け入れ状況及び教員の巡回計画を考慮し万全を期すために、実習科目毎に対象学生 80 名を 40 名ずつ 2 グループに分けて期間を設定し、それぞれの期間ごとに 1 施設毎に 1～3 名を配置して実習を行うこととする。また、学生の実習施設への配置に関しては、実習施設までの所要時間に配慮し、通学や学生の居住地等を考慮して配置する。

「臨床実習Ⅰ(X線技術)」の実習期間は、3 年前期及び 3 年後期の 2 期に設定し、「臨床実習Ⅱ(画像技術)」及び「臨床実習Ⅲ(核医学・治療技術)」の実習期間は 4 年前期に設定する。

①「臨床実習Ⅰ(X線技術)」

保健・医療・福祉の分野における診療放射線技師の業務の流れやチーム医療の連携について、臨床の現場で確認するとともに、主に診療X線技術に関する内容について、実際の臨床の現場でその知識と技術に関する基礎的な実践能力を身に付けるとともに、医療現場におけるコミュニケーション能力及び患者との対人関係能力を身に付けることを目的として、診療X線技術に関する講義、演習及び学内実習の履修を終えた 3 年次に行う。

②「臨床実習Ⅱ(画像技術)」

「臨床実習Ⅰ(X線技術)」で習得した基礎的な実践能力を基盤として、「診療画像技術学」分野全般及び「医用画像情報学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場においてその知識と技術を統合し、種々の画像検査に必要な診療放射線技師としての実践能力を身に付けることを目的として、4 年次前期に行う。

③「臨床実習Ⅲ(核医学・治療技術)」

「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理

学」分野で学習した内容について、実際の臨床の現場において、その知識と技術の基礎的な実践能力を身に付けるとともに、診療放射線技師に必要な放射線安全管理の実践的な能力を養うことを目的として、4年次前期に行う。

(4) 実習指導の方策

臨床実習は、実習指導教員9人(診療放射線技師免許を有する専任教員)と助手3人を配置し、実習指導教員が実習の計画・実施・評価について総合的に責任を持って行うこととしており、学生は、各実習施設における病院スタッフ(以下「臨床実習指導者」とする。)の指導体制の下で実習を行う。臨床実習指導者は、診療放射線技師免許を有し、かつ十分な臨床経験を有する者とし、実習指導教員と連携して学生を指導することとする。なお、指導に際しては、学生及び対象者の安全性を考慮し、常にリスク管理に配慮しつつ実習目標の達成を目指すこととする。

具体的な実習指導の方策は次の通りである。

① 各実習とも、講義等で学んだ学習内容を基盤として、学生が学習目標を達成できるように、実習目標・方法等に関して詳細な「臨床実習の手引き」を作成し、実習に対する留意点、心構え等を含めたオリエンテーションを実施して、実習の意義や目的、実習中の心得、感染症対策、個人情報保護などについて、実習指導教員による十分な事前指導を行ったうえで、実習に臨む。

② 学生は、実習施設への配置が決定した段階で施設を訪問し、事前に臨床実習指導者と面談を行うことで、実習施設の概要、実習内容の確認、実習施設の規則等について十分確認を行ったうえで、実習に臨む。

③ 実習指導教員は、臨床実習指導者と緊密に連絡をとりながら、実習施設を巡回訪問し、必要に応じて臨床実習指導者との協議を踏まえて学生の指導を行う。

④ 各実習科目を担当する実習指導教員による「実習対策委員会」を設置して、教員による情報の共有化を図りつつ、各実習施設との連絡・調整にあたり、相互理

解、協力体制のもとに、学生の学習効果の向上を図る。

⑤ 各実習が終了した時点で、臨床実習報告会を開催し、教員と学生の情報交換を行うとともに、学生自ら臨床実習の学習成果について、客観的に評価できるように工夫する。

(5) 実習施設の確保と連携体制

臨床実習施設の確保にあたっては、大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の臨床実習の目的を踏まえ、

- ・大学の教育目的にふさわしい施設・設備と教育環境を有すること
- ・大学教育にふさわしい実習指導者の質が確保できること
- ・本学の実習目的を理解し、本学との連携体制を密にして実習指導教員と協働して学生指導が実施できること
- ・実習施設への学生の通学に無理が生じないこと

を本学の臨床実習施設選択の主な観点としている。

1) 大学教育にふさわしい施設・設備と教育環境

臨床実習を病院で実施するにあたり、年間あたり3年次80名、4年次80名の計160名分の実習生受け入れ施設の確保が必要となるが、病院実習生受け入れの実習施設としては、添付の臨床実習承諾書に示す通り、大阪府及び近接府県における大学医学部附属病院(7大学)や国・公立法人病院(16施設)を中心に46施設、年間受入人数433人を確保している(資料28)が、これらの施設はいずれも地域医療の拠点としての役割・機能を有する中規模以上の医療機関や高度・先端医療機関であり、臨床実習の目的を達成するために必要な機能・設備を十分有しているとともに、1施設に1実習期間あたり1～3名の学生を配置する実習体制からしても十分充足している。また、臨床実習学生の学習環境の面において、学生用ロッカーの配備、施設の図書室の利用体制、ミーティングルームやカンファレ

ンスルーム等の使用体制等に関しても十分な対応が可能であるとともに、放射線医療体制(施設・設備、放射線医学分野の医師および診療放射線技師を中心とした放射線医療スタッフの人数、他職種との連携、救急医療体制等)を含めた施設の診療体制の観点からも申し分なく、いずれの医療機関も本学の人材養成の目的に照らして大学教育にふさわしい場であると考えている。

2) 大学教育にふさわしい実習指導者の質の確保

大学教育にふさわしい実習指導者の質の確保については、十分な指導力を有する複数の臨床実習指導者を開設年度のみならず将来にわたり確保できる医療機関として位置づけられる点や、これまで診療放射線技師養成施設からの実習生を受け入れた実績を有する医療機関であることも踏まえて、いずれの医療機関も大学教育にふさわしい実習指導者の質の確保ができると考えている。(資料 29)

また、実習先の臨床実習指導者は、診療放射線技師免許を有し、かつ十分な臨床経験を有する者であり、これまで診療放射線技師養成施設からの実習生に対する臨床実習指導実績を有する者としてしているが、大学としての教育目的を達成するための臨床実習指導者の質を継続的に確保する観点から、学生指導方法、臨床実習の内容及び方法の改善を図るための研修等を行うこととする。

具体的には、年度当初に実習指導教員と臨床実習指導者による「臨床実習指導者会議」を開催し、本学の教育研究上の理念や目的、人材養成の目的、教育課程の編成の考え方、臨床実習における到達目標や習得させる具体的な能力についての共通理解を図るとともに、定期的に臨床実習指導者と本学の臨床指導教員による研究会・研修会を開催し、臨床実習の内容及び方法、学生指導の方法等について、各臨床実習における総括や問題点の抽出、課題の検討を行い、学生の臨床実習への教育、指導力の更なる向上とコミュニケーションを図ることで、共通認識を有するとともに、さらなる臨床実習指導者の質の確保を図ることとする。

3) 卒業生とのコミュニケーション体制による連携体制の高密度化

本学の前身である大阪物療専門学校放射線学科は、全国に先駆けて診療放射線技師教育を開始しており、卒業生数約 6,800 人(全国の診療放射線技師有資格者数全体の約 10%を占めており、叙勲者数も平成 22 年 2 月までに判明分で 46 人)は、全都道府県の医療機関や行政機関、診療放射線技師が関与する医療界や業界及び職能団体をはじめ、放射線医学分野の各種学会や研究会において指導的立場で活躍している。本学の臨床実習施設である近畿圏の大学付属病院や国公立法人病院、地域医療の拠点となる中核医療施設においても例外ではなく、十分な実務経験を有する本学の卒業生が各施設の現場で活躍し、放射線部門で中心的役割を果たしている施設が多いことから、実習指導教員と臨床実習指導者を中心とした周囲スタッフの相互理解のもとで協働を通して組織的に学生指導を行う体制作りに向けて、本学の卒業生を媒体とした高密度のコミュニケーション体制が構築できるメリットは非常に大きい。このことは、同分野の臨床実習を実施している他大学では見られない、本学独特の臨床実習指導体制の確保に向けて非常に優位な点であると考ええる。

4) 学生の通学への配慮

実習施設は大学を中心とした半径 70km のエリア内にすべて位置しており、本学から各実習施設までの公的機関による所要時間は、最大 85 分、平均 45 分であることから、巡回計画の実施に際しても無理は生じない(資料 30)。一方、本学へ通学する学生は、大阪府内のみならず近接の和歌山県、奈良県、京都府並びに兵庫県からの通学者も見込まれるため、学生の通学や居住地等を考慮して実習施設を配置する計画であり、臨床実習の学生配置に際しても通学時間等の無理は生じない。

(6) 実習の指導計画・協力体制

1) 指導計画の考え方

臨床実習においては、大学教育として、講義や演習で習得した知識や技術を臨床現場において実践し、実際の対象とのかかわりを通して、総合的な診療放射線技術を身に付け、実践を通じて診療放射線技師としての自覚と態度を養うための指導を行うとともに、保健・医療・福祉分野における診療放射線技師の役割と責任についての理解を深めるための指導を行う。

一方、学生にとっての臨床実習における学びは、学生が体験によって、自発性が動機づけられ、大学の授業で学んだ事柄を基盤とした上で、目的意識を持って学習が展開されていくことが望ましい。そのためには、大学の実習指導教員と臨床実習指導者及び放射線部門のスタッフは、学生にとって人的資源の要であり、学生が授業で学んだ事柄を臨床の現場でどのように個々の学生の学習目標の進捗に応じてきめ細かく展開し、また発展させていくかを判断するとともに、指導していくかが大学教育としての臨床実習を展開する上で重要な観点となる。

本学では、学生の臨床実習指導を行うにあたり、実習指導教員と臨床実習指導者の役割分担は完全に振り分けられるものではなく、相互に連携・協力して大学としての臨床実習を展開することとしており、実習指導教員と臨床実習指導者を中心とした周囲スタッフの相互理解のもとで協働を通して組織的に学生指導を行い、臨床実習カリキュラムを展開することとする。

このことを踏まえて、本学の臨床実習における指導を行うために、臨床実習指導者との協議を踏まえた指導を行うとともに、臨床実習を担当する実習指導教員による「実習対策委員会」を設置し、実習指導教員による情報の共有化を図りつつ、各実習施設における臨床実習指導者との相互理解や協力体制のもとに指導を行うこととする。

2) 臨床実習の指導計画

実習の指導計画としては、実習開始後 1 週目は導入および基礎技術の修得に主眼をおき、2 週目以降から診療放射線技術各論の展開を行う。学生は 1 週毎に臨床実習指導者と実習の振り返りや次週からの具体的な行動計画についてミーティングを行うとともに、登校日には学内で中間報告会や実習終了報告会に参加し、プレゼンテーション及び討論会を通して課題の確認、具体的な行動計画の確認および客観的な実習成果の確認を行う。(資料 31)

保健医療学部診療放射線技術学科の養成する人材像に照らした標準臨床実習指導モデルを示す(資料 32)。

3) 巡回訪問計画

臨床実習は、実習指導教員が実習の計画・実施・評価について総合的に責任を持って行うこととしており、実習期間毎に 20 施設程度の臨床実習施設に対して学生 40 名を配置する計画としており、学生は、各実習施設の臨床実習指導者の指導体制の下で実習を行うこととなる(資料 33)。

実習指導教員および助手は、臨床実習指導者と緊密に連絡をとりながら、実習施設を定期的に巡回訪問し、必要に応じて実習科目担当者と臨床実習指導者との協議を踏まえて学生の指導を行う。原則として、実習開始後 2 週目～3 週目を定期の実習巡回期間とし、1 週間に 2～3 施設の訪問を計画することで、実習生全員に対して巡回指導を行うほか、不測の事態への対応も踏まえて、実習開始後から終了時まで、臨床実習指導者と密に連絡を取り合い、必要な場合はその都度施設を訪問し、巡回指導を行う計画としている(資料 33)。

尚、上記事項を踏まえて既設の大阪物療専門学校放射線学科からの移行時期を含めた完成年度までの全体計画をシミュレーションし、3 年次、4 年次の講義計画および臨床実習指導教員の巡回計画に支障はないことを確認した(資料 34)。

4) 実習施設の協力体制

臨床実習の受け入れ承諾に際し、実習が形式的なものにならないよう、大学における臨床実習の教育目標及び具体的行動目標を実習先に明確に示す必要があることから、実習先に対しては、大学開設に伴う臨床実習の概要(資料 35)、臨床実習の指導計画書(資料 31)および大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科の標準臨床実習指導モデル(資料 32)を提示するとともに、本学の教育研究上の理念や目的、人材養成の目的、教育課程の編成の考え方など、大学を設置する趣旨についての理解を得たうえで、既設の専門学校とは明確に教育目的や指導内容が異なることから、本学の臨床実習の目的や到達目標、習得させる具体的な能力、臨床実習の内容及び方法並びに期間などについての説明を行っている。

このことから、実習先においては、臨床実習の目標を理解したうえで、実習の受け入れを承諾しているものと思料しているが、大学教育にふさわしい臨床実習体制を継続して確保するために、学生を受け入れる実習施設の臨床実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、学生が主体的に学習に取り組み、実習成果が期待できるよう努めるとともに、年度当初に臨床実習指導責任者を招聘して、実習指導教員を交えた「臨床実習指導者会議」を実施し、各実習についての総括や問題点の抽出、課題の検討を行うことで、学生の臨床実習指導體制の質の向上を図る。また、ほとんどの実習施設においては、十分な臨床実務経験を有する本学の卒業生が配属されていることから、卒業生とのコミュニケーション体制を通じて連絡体制を密にすることで、本学の臨床実習の目的に沿った実習指導體制が確保されると考えている。

(7) 実習の評価

臨床実習を担当する指導教員は、各施設の臨床実習指導者と協議のうえ、出席状況、実習成果、実習態度及び実習記録等を総合的に判断して評価を行い、

単位を認定する。

(8) 事故防止・個人情報保護への対策

各々の臨床実習の開始前に、実習指導教員全員で、オリエンテーションを実施し、学生に「臨床実習の手引き」を配布して、感染症対策、事故防止・個人情報保護等に関しての周知徹底を図る。

具体的には、次の対策を行う。

- ① 実習の配属先毎にグループオリエンテーションを実施し、通学方法の確認や施設毎のルールや実習における注意点について周知させる。
- ② 社会人および診療放射線技術職を志す者としての接遇、態度、姿勢、身だしなみ等について注意させる。
- ③ 実習の開始前に学生の予防接種の確認と感染症既往確認を行い、必要に応じて予防接種を行うとともに、感染症対策について周知を図る。
- ④ 各施設において放射線や放射性同位元素等、放射線障害のおそれのある場所での実習を行う場合、実習指導教員は、各施設の放射線障害に関わる管理責任者及び臨床実習指導者と連携し、放射線障害予防規定、放射線安全管理規定等に従い、学生の放射線障害防止と安全管理に留意し指導を行う。
- ⑤ 個人情報の保護に関する対策として、実習前指導において、その意義や個人情報の範囲等を理解させ、保護意識を高める。また、実習開始にあたっては、実習先における個人情報保護に関する取り扱い方法を遵守して行動できるように指導する。
- ⑥ 予期せぬ事故が生じた場合の対処について、「事故対策マニュアル」を作成して配布し、学生が緊急事態に対応できるようにする。
- ⑦ 実習中(実習施設への移動を含む)の事故に対処するため、学生は実習に関わる傷害保険に加入する。

サ 2つ以上の校地において教育を行う場合

大阪物療大学の設置計画においては、既設の大阪物療専門学校の放射線学科を基に、同分野の大学(4年制)を設置することとしていることから、既存の校地を転用する計画としているが、当該校地は大阪府堺市の市街地中心部に位置していることから、運動場を除く校地は移動時間が徒歩10分圏内の隣接3カ所に点在していることになる。4号館(体育館)及び運動場は授業で使用しない計画としており、授業は1号館と3号館ですべて行うことから、教員や学生は主に2つの校地を往来することとなるが、両校地間の移動に要する時間は、徒歩6～7分程度であることから(資料36)、時間割りや休憩時間などの設定に配慮することにより、教育に支障が生じることはないものと考えている(資料37)。

1号館の主な機能としては、講義室6室、演習室2室、実習室11室、図書室、学生自習室、学生ホール(学生控室)、学生更衣室、講師控室、事務室などが配備されており、特に、専門教育に必要となる主な機能は、1号館に集約されていることから、専門基礎科目及び専門科目については、1号館を中心に行うとともに、事務室については、主な機能を3号館事務室に集約する計画であることから、1号館の事務室は学生や外来の事務窓口として機能させる計画としている。

また、教員研究室を配置している2号館は、1号館と同一敷地内にあることから、授業運営及び学生指導における支障はないとともに、3号館の機能としては、講義室2室、演習室2室(グループワーキングルーム含む)、情報処理室兼語学学習室、学生控室兼自習室、図書閲覧室、事務室などを配備していることから、基礎教育科目や情報系科目を中心とする一部の授業科目を3号館で行うとともに、事務機能の中枢を3号館の事務室に集約する計画としている。

4号館(体育館)は、1号館から移動するのに要する時間は徒歩約5分程度であり、学生更衣室、体育館及び学生ホールを配備しているが、授業として使用することはないことから、主に学生の課外活動などに供することとしている。

運動場については、中心校地から約8kmほど離れた堺市南区片蔵町に位置しているが、授業で使用する計画はないことから、主に学生の課外活動などに供することとしており、学生の移動手段については、公共交通機関を利用した場合の運動場までの経路と移動に要する時間は、JR阪和線にて、鳳駅から三国ヶ丘駅まで約6分、泉北高速鉄道に乗り換え、三国ヶ丘駅から泉ヶ丘駅まで約12分、泉ヶ丘駅からバスにて約6分であることから(資料36)、教育上に支障が生じることはないものと考えているが、学生の利便性に配慮して定期的に校舎から運動場までマイクロバスを運行させる計画としている。

シ 管理運営

1 管理運営体制の概要

大阪物療大学の実務運営については、「学校法人物療学園運営委員会」で討議し、運営することとしており、運営委員会の委員については、学長、学術顧問、学部長、事務局長、各部門長、学科長と必要に応じて学長が指名する教職員により構成する。(資料 38)とともに、原則として監事の出席を要請して意見を伺うこととする。

運営委員会の審議事項は、次の通りとする。

- ① 大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- ② 大学の予算及び決算に関する事項
- ③ 学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- ④ 学則その他の管理・運営に関する重要な規定の制定または改廃に関する事項
- ⑤ 教職員人事の方針に関する事項
- ⑥ 大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- ⑦ その他、大学の運営に関する重要事項

2 教学面における管理運営体制について

(1) 教授会について

教授会は、学長、学術顧問、及び専任教授で構成され、保健医療学部における

教育及び研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図ることを目的とし、原則として、月に1回の定例教授会を開催する。

学術顧問の位置付けについては、専門学校を廃止し、4年制大学を設置するに当り、4年制大学としての教育研究体制の基盤構築に向けて、教授会の適切かつ円滑な運営を行うことが重要であることから、教学面を中心とする管理運営に関する助言や意見を聞くために、教授会の構成員としている。

学術顧問は、学術顧問規程により、4年制大学での優れた教育実績及び研究業績に加えて、大学運営に関する豊富な知識と経験を有する者としており、また、学術顧問を教授会の構成員としているが、学術顧問の位置付けや役割等を踏まえて、意思決定を行う権限は付与しないこととしている(資料 39)。

教授会における審議事項は、次の通りとする。

- ① 学則に係る部分の制定・改廃に関すること
- ② 学部・学科の教育課程に関すること
- ③ 学部の予算に関する事項
- ④ 試験に関すること
- ⑤ 学生の入学、卒業、その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- ⑥ 学生の厚生及び補導に関する事項
- ⑦ 教育・研究に関すること
- ⑧ 教員の人事に関すること
- ⑨ その他教育上必要なこと

(2) 関連する委員会について

教学面に関する各種事項について審議するため、常置委員会として学生委員会、図書委員会と特別委員会(人事委員会、FD 委員会、大学評価委員会、倫理委員会)を設置するとともに、また、教授会の附置委員会として、教務委員会、入試

委員会、予算委員会を置くこととし、各委員会のメンバーは、専任教員及び専任職員で構成し、各委員会における規程に基づき委員会を開催する。(資料 40)

ス 自己点検・評価

1 基本方針

大学は、本来、公共的性格の強い機関であり、特に、本学においては、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと及び「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを教育研究上の目的としていることから、本学の教育研究活動やその他の活動や運営状況等を不断に検証し改善していく責任がある。

本学においては、教育研究等の活動状況や達成目標に対する状況を把握して評価するために、自己点検・評価を定期的かつ継続的に実施し、その結果を公表することとし、このことにより、本学の教育研究活動等の質的向上にむけての改善を図ることで、社会に対する大学としての責任を全うし、より良い大学づくりを目指す。

なお、大学の完成年度以降に、認証評価機関の評価を受ける予定である。

2 実施体制

自己点検・評価は、全教職員により全学的に取り組むことを基本とし、具体的には、大学評価委員会を設置し、大学評価委員会規程を制定するとともに、当該委員会の統括の下に、全部署・全委員会が連携協力して自己点検・評価を実施する。

大学評価委員会の構成員は、学長、学部長、学科長、事務局長、各部門長とし、自己点検・評価の実施方法は、点検・評価項目ごとに、関連委員会が関連項目について自己点検・評価を行い、さらに、全体的な自己点検・評価を大学評価委員

会が行うこととする。

実施時期については、開学 2 年目から 4 年目にかけて、点検・評価項目について、逐年的に自己点検・評価を行うこととし、完成年度以降は、認証評価機関の評価を受ける前に、全評価項目の自己点検・評価を行う。

3 点検・評価項目

本学における点検・評価項目は、以下の通りとする。

- ① 大学の理念・教育・研究目標
- ② 教育・研究上の組織
- ③ 教員組織、事務組織
- ④ 教育・研究の内容・方法
- ⑤ 研究活動
- ⑥ 職業指導(キャリアガイダンス)の実施
- ⑦ 学生の受け入れ、学生支援
- ⑧ 社会貢献・地域交流
- ⑨ 施設・設備
- ⑩ 管理運営、財務
- ⑪ 服務規律、コンプライアンス
- ⑫ 自己点検・評価体制

4 結果の活用及び公表

結果については、委員会や部署等に関するものは、当該委員会や各部署の責任者に、個人に属するものは当事者にフィードバックし、全体の評価結果については、全教職員が共有したうえで、全学的な改善と向上に供するとともに、結果に対

する意見や対応策について、委員会や各部署、個人に報告させることとする。

結果の活用については、教育研究活動等それぞれの評価項目について、改善すべき点は委員会や各部署、個人からの報告を踏まえたうえで、改善策について検討し、次期の達成すべき目標設定に活用することとし、公表については、大学評価委員会において、自己点検・評価報告書を作成し、刊行物として掲載するとともに、関連機関に送付することと併せてホームページで公開する。

セ 情報の提供

大学の教育・研究活動等に関する情報を社会に対して提供することは、社会的責務であり、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」や平成 17 年 3 月 17 日付け文部科学省高等教育局長通知「大学による情報の積極的な提供について(通知)」を踏まえた上で、本学における教育・研究活動等の状況に関する情報の提供については、以下に掲げる情報等を大学のホームページや刊行物を活用して行うこととする。

- ① 大学の設置の趣旨及び特色並びに教育・研究上の目的および特色
- ② 育成する人材像
- ③ 教育課程の内容及び開設科目のシラバス等教育内容・方法
- ④ 教員組織、施設・設備等の教育環境及び研究活動
- ⑤ 選抜方法、受験者数、合格者数、入学者数等の入学選抜に関する情報
- ⑥ 公開講座等の大学における学習機会
- ⑦ 職業指導(キャリアガイダンス)の取り組み状況
- ⑧ 卒業生の就職・進学状況
- ⑨ 自己点検・評価や認証評価機関の評価結果
- ⑩ 学則その他の規定

また、教育・研究活動の結果を定期的に「紀要」として発行するとともに、市民向け公開講座の定期的な開催や、講演会等へ教員を積極的に派遣する。

ソ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

(1) 基本方針

大学全入時代における多様な学生の教育需要に対応し、質の高い教育を提供していくためには、教育を行う教員の資質の維持向上を継続的に図ることが大学の責務であることから、大学の組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うことが、大学の質的な向上や保証に結びつく重要な活動であると認識することから、組織的な取組を行う。

(2) 実施体制と活動

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組は、専任教員の代表で構成される「ファカルティ・ディベロップメント委員会」(以下「FD 委員会」という。)を「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき設置し、「FD 委員会」が中心となって、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の計画策定と管理運営を行うこととする。

(3) 具体的な実施内容

① 開学時及び年度当初における研修

開学に伴い就任する専任教員及び兼任教員を対象として、本学の教育研究上の理念や目的、人材養成の目的、習得させる具体的な能力、教育課程の編成の考え方、教育方法、履修指導方法、入学者の受入方針、学生生活指導、各種規定、コンプライアンス等についての研修を行うとともに、開学2年目以降においても経年的に年度当初において同様の研修を実施する。

② 各授業科目の教育目標に関する研修

専任教員及び兼任教員が担当する授業の内容や方法を決定するために、各授業科目の教育目標や位置付け、他の授業科目の授業内容や授業範囲などの接続関係について相互理解を図るための研修会を実施する。

③ 授業評価アンケートの実施

授業内容及び方法の改善を図ることを目的とした教員と学生に対する授業評価アンケートを実施するとともに、評価結果については、教員と学生にフィードバックすることとし、また、評価結果に基づき、各教員が授業の内容や方法の改善に役立てるための研究会を実施する。

④ 教員相互の授業参観の実施

他の教員の授業を参観して、自らの授業の内容及び方法の改善に役立てるための教員相互の授業参観を実施するとともに、授業技術や教材開発等に関する定期的な研究成果に関する発表会を実施する。

⑤ 実習教育の充実に向けた研修の実施

実習教育の内容及び方法の充実と改善を図ることを目的として、提携病院や協力病院における専任教員の臨床研修を実施するとともに、臨床実習病院の実習担当責任者との実習改善に関する研究会を実施する。

タ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 基本方針

既設の大阪物療専門学校では、「職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする」という専門学校としての目的を踏まえて、専門分野の知識と技術の習得を目的とした職業に必要な能力を育成するための職業教育を中心として展開してきた。大阪物療大学保健医療学部では、既設校で培ってきた職業教育の基本理念を継承しつつ、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という大学(4年制)の目的を踏まえたうえで、学生の資質能力に対する社会からの要請に応え、学生が卒業後自らの能力を発揮して社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるように教育課程の内外を通じて体制を整えることとする。

(2) 教育課程内での取組

本学では、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した職業人を育成する」ことを人材養成の目的として掲げている。

また、本学では、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組むことを学部、学科が担う機能と特色とし

ていることから、人材養成の目的や学部、学科が担う機能と特色を踏まえたうえで、診療放射線技師としての役割と責任についての理解を図りつつ、生涯を通じた持続的な就業力の育成に向けて、教育課程の全体を通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うこととする。

具体的には、特に 1 年次に配置されている「基礎ゼミナール」(必修科目)を教育課程内におけるキャリアガイダンス導入重点科目として位置付け、「高校から大学への円滑な教育の接続を図ること」および「学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくための基盤を形成すること」を目的として、医療現場の施設見学等を通して、専門分野への興味と関心を持たせることで自らの進路選択に対する意識の涵養を図ることとしている。

また、「プレゼンテーション演習」、「コミュニケーション演習」、「表現法入門」等の基礎教育課程に配置された科目を通して、社会的・職業的自立を図るために必要な基礎技能の習得を図ることとしている。

一方で、3 年次及び 4 年次に配当されている「臨床実習」(合計 10 単位、必修)では、これまで学んだ知識や技術を臨床現場において実践し、実際の対象とのかかわりを通して、総合的な診療放射線技術を身に付け、実践を通じて診療放射線技師としての自覚と態度を養うとともに、保健・医療・福祉分野における診療放射線技師の役割と責任についての理解を深めることを目的としていることから、「臨床実習」をキャリアガイダンス形成の重点科目として位置付け、自らの卒業後の職業との関わりを実際に臨床の現場で体験を通じて確認することで、診療放射線技師としての社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うこととしている。

(3) 教育課程外での取組

キャリアガイダンスに関する教育課程外での取組としては、事務組織の「就職・渉外部門」の就職グループ(資料 38)を「厚生補導」領域の中心として位置付け、キャリアガイダンスの取り組みに関する学生支援を行うと共に、学生の就職活動へ

に向けた支援体制を整えることとする。

具体的な業務内容としては、「学生の窓口」、「キャリアガイダンスの実施」、「就職活動に必要な求人情報の収集と提供」、「就職説明会及び就職相談会の実施」、「就職に関する個別のカウンセリングの実施」等を行うとともに、社会的・職業的自立に関する指導等に関する連絡協議会との連絡・調整を図ることにより、教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向けた体制を整備することとしている(図1)。

また、大阪物療専門学校放射線学科では、これまで、卒業生数約 6,800 人を輩出し、この数は、全国の診療放射線技師有資格者数全体の約 10%を占めており、全都道府県の医療機関や行政機関、診療放射線技師が関与する医療界や業界及び職能団体をはじめ、放射線医学分野の各種学会や研究会において指導的立場で活躍している。

このことから、学生の卒業後の職業生活への移行支援の一環として、診療放射線技師として医療現場等で活躍している卒業生による社会的・職業的自立を図るための研修会を開催するとともに、卒業生との交流を通じて、卒業後の職業生活に対する理解や診療放射線技師としての職業意識の涵養を図ることとする。

図1 教育課程内外の取組みにおける組織体制について

